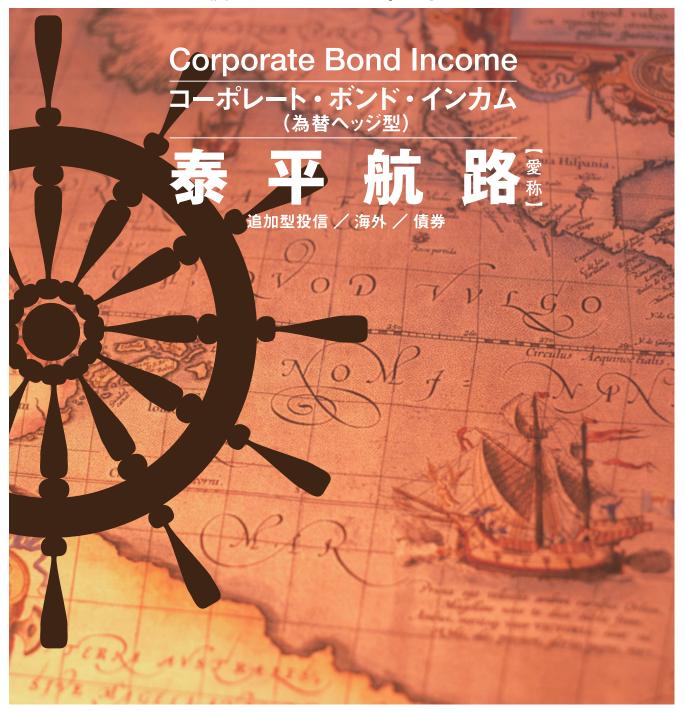
投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日:2012年8月3日



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ:http://www.smam-jp.com お客さま専用フリーダイヤル:0120-88-2976

[受付時間]営業日の午前9時~午後5時

三井住友信託銀行株式会社



委託会社の概要

| 委託会社名 | 三井住友アセットマネジメント株式会社 |
|------------------------|-------------------------|
| 設立年月日 | 1985年7月15日 |
| 資本金 | 20億円(2012年6月29日現在) |
| 運用する投資信託財産 の合計純資産総額 | 4兆5,492億円(2012年6月29日現在) |



商品分類

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-------------|------------|-------------------|--|--------------|------------|---------------|---------------|
| 単位型• 追加型 | 投資対象 地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象 地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (高格付債))) | 年12回 (毎月) | 北米 | ファミリー ファンド | あり (フルヘッジ) |

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年8月 2日に関東財務局長に提出しており、2012年8月3日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との 分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書 (請求目論見書) は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建 投資適格社債等に投資することにより、信託財産の成長と安定的な収益の確保を 目指して運用を行います。



ファンドの特色



高格付社債(米ドル建て、投資適格社債*)へ投資します。

コーポレート・ボンド・インカムマザーファンドへの投資を通じて行います。

- 一部、米国企業以外の企業が発行する米ドル建投資適格社債や、米ドル建投資適格社債を対象としたETF(上場投資信託)、国債、政府機関債等への投資を行うことがあります。
- *投資適格社債とは、主要格付機関による格付けが、BBB格相当以上の社債とします。



投資対象とする債券の格付けは、A格相当以上を中心とし、 業種配分等にも配慮します。

通常A格相当90%以上(BBB格相当10%程度)の運用で信用リスクを抑制します。ただし、BBB格相当については20%まで投資できるものとします。

- 上記比率は実質組入債券評価総額に対する比率です。
- 上記の格付けは、原則としてスタンダード&プアーズ(S&P)、ムーディーズ等の主要格付機関により付与された格付けとし、A格相当はA-/A3、BBB格相当はBBB-/Baa3まで含めます。
- 取得後に、BBB-/Baa3格未満に格下げされた場合は、原則として3ヵ月以内に売却するものとします。

業種配分については、信用リスクに配慮して、安定業種(電力、通信、運輸、 食品および日用品等を供給する業種)を中心に投資します。ただし、経済、 市場環境等が変化した場合には安定業種の内容を変更する場合があります。



(注)格付けはS&P/ムーディーズでの表記。



対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。

実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。



毎月決算を行い、安定した収益分配を目指します。

• 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその 金額について保証するものではありません。



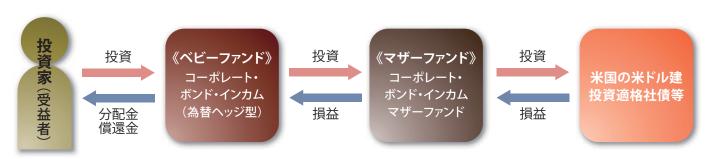
- (注1)「安定した収益分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになる ことや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、 運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。
- (注2)上の図は収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について 保証するものではありません。

※ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドである「コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド」の組入れを通じて、実際の運用を行います。





投資制限

- ●株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託 財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●投資する債券は、国債および政府機関債等を除き、主要格付機関により、取得時において BBB格相当以上の格付けを取得していることを条件とします。
- ●投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の 純資産総額の5%以下とします。
- ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ●同一の発行体が発行する社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10% 以下とします。
- ●同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において 信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ●同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時に おいて信託財産の純資産総額の10%以下とします。



分配方針

毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。 ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払い およびその金額について保証するものではありません。

- ●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価 損益を含みます。)等の全額とします。
- ●収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。



収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が 支払われるイメージ

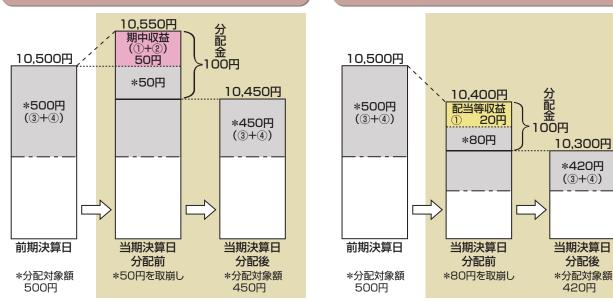


●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

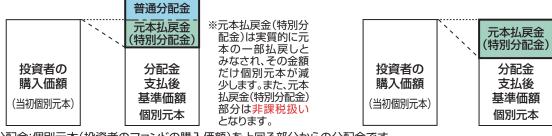
(前期決算日から基準価額が下落した場合)



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続·手数料等 | の「ファンドの費用·税金 | をご参照ください。

956



基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた<u>利益および損失は、すべて受益者に帰属</u>します。したがって、ファンドは<u>預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく</u>、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

| 債 券 市 場 ノ ス ク | 内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。 |
|------------------|---|
| 為 替 変 動 リ ス ク | 外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、 為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地 通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する 場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、 ファンドの基準価額が下落する要因となります。 当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを 行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替 変動リスクを回避することはできません。)。 |
| 信用リスク | ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。 |
| カントリーリスク | 海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。 |
| 市 場 流 動 性 リ ス ク | 大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量 に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況 によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を 余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 |



その他の留意点

- ●ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。



リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標の モニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリング および確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

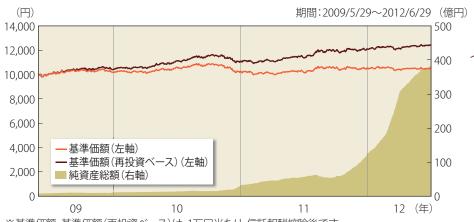
運用実績

基準日2012年6月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

3

基準価額・純資産の推移



※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

基準価額10,541円純資産総額385億円

分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---------|--------|
| 2012年6月 | 50円 |
| 2012年5月 | 50円 |
| 2012年4月 | 50円 |
| 2012年3月 | 50円 |
| 2012年2月 | 50円 |
| 直近1年間累計 | 600円 |
| 設定来累計 | 1,740円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。



主要な資産の状況

■コーポレート・ボンド・インカム(為替ヘッジ型)

資産別構成

| 資産の種類 | 国·地域 | 比率(%) | | |
|--------------------------------|------|--------|--|--|
| コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド 受益証券 | 日本 | 98.57 | | |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | | | |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 | | |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国·地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|------|---------------|----------------------------|-------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | コーポレート・ボンド・インカム マザーファンド | 98.57 |

■コーポレート・ボンド・インカムマザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国·地域 | 比率(%) |
|--------------|--------|-------|
| 社債券 | アメリカ | 87.97 |
| | イギリス | 4.94 |
| | フランス | 2.86 |
| | オランダ | 2.28 |
| 現金・預金・その他の資産 | 1.96 | |
| 合計(純資産総 | 100.00 | |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国·地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|------|-----|--------------------------|-------|-----------|-------|
| アメリカ | 社債券 | COCA-COLA 3.3% 210901 | 3.3 | 2021/9/1 | 1.86 |
| アメリカ | 社債券 | MERCK & CO 3.875% 210115 | 3.875 | 2021/1/15 | 1.74 |
| アメリカ | 社債券 | PROC & GAM 2.3% 220206 | 2.3 | 2022/2/6 | 1.74 |
| アメリカ | 社債券 | WALT DISNEY 3.75% 210601 | 3.75 | 2021/6/1 | 1.70 |
| アメリカ | 社債券 | HOME DEPOT 4.4% 21/04/01 | 4.4 | 2021/4/1 | 1.68 |
| アメリカ | 社債券 | INTEL CORP 3.3% 211001 | 3.3 | 2021/10/1 | 1.66 |
| アメリカ | 社債券 | VERIZON CO 3.5% 21/11/01 | 3.5 | 2021/11/1 | 1.65 |
| アメリカ | 社債券 | UNITED TECH 3.1% 220601 | 3.1 | 2022/6/1 | 1.63 |
| アメリカ | 社債券 | MCDONALD'S 2.625% 220115 | 2.625 | 2022/1/15 | 1.57 |
| アメリカ | 社債券 | CISCO SYS 4.45% 20/01/15 | 4.45 | 2020/1/15 | 1.56 |

- (注 1)比率は、当ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

3

年間収益率の推移(暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。 2009年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2009年5月29日)から年末までの騰落率を表示しています。 2012年のファンドの収益率は、年初から2012年6月29日までの騰落率を表示しています。 ファンドにはベンチマークはありません。

_9 7 (

手続·手数料等



お申込みメモ

| 購 入 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。 |
|-------------------|---|
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。 |
| 購 入 代 金 | 販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。 |
| 換 金 単 位 | 販売会社または委託会社にお問い合わせください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 換 金 価 額 | 操金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.15%)を差し引いた価額となります。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。 |
| 申 込 締 切 時 間 | 原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2012年8月3日から2013年8月1日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換 金 制 限 | |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。 |
| 信 託 期 間 | 2009年5月29日から2029年5月7日まで |
| 繰 上 償 還 | 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。 |
| 決 算 日 | 毎月5日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | 毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |
| 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 6ヵ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 |
| お申込不可日 | ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、購入、換金の 申込みを受け付けません。 |
| | |

手続·手数料等



ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に3.15% (税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 ファンドの純資産総額に年1.0395% (税抜き0.99%) の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末 (信託報酬) または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|--------------------|------------------|--------------------|
| 年0.462% (税抜き0.44%) | 年0.525%(税抜き0.5%) | 年0.0525%(税抜き0.05%) |

その他の費用・

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料等(それらにかかる消費税等相当額を 含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により 金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することは できません。

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、 あらかじめ具体的に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| | 時 | 期 | 項 | 目 | | 税 | 金 |
|--------------|---|-------|------|-----------|------------|------|---|
| 分配時 | | 所得税及(| び地方税 | 配当所得として課税 | 普通分配金に対し | 710% | |
| 換金(解約)時及び償還時 | | 所得税及7 | び地方税 | 譲渡所得として課税 | 換金(解約) 時及び | | |

上記は、2012年6月29日現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。税法が改正された場合等には、 税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

| Memo | | |
|------|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

